

65歳以上の一人へ介護保険料を通知します

高齢者の自立を助け合い



六十五歳以上の一人（第一号被保険者）

に本年度の介護保険料を通知します。

介護が必要になったとき、誰もが安心してサービスを受けられるよう、必ず

保険料を納付しましょう。

問い合わせは介護高齢福祉課 89

06159へ。

急速に高齢化が進む中、介護を必要としている人が増えています。しかし、家族だけでは介護しきれないことも多いのが現状です。

特に、女性や高齢者の介護負担が増えています。介護は個人の頑張りだけで解決できる問題ではありません。家族や本人の努力を社会全体で支え、高齢者の自立を助けることが介護保険

の精神です。

介護保険に必要な費用は、サービス利用時の自己負担を除き、半分を国や県、市で負担し、残りの半分を四十歳以上の人が納める保険料で賄います。皆さんが納めるこの保険料は、貴重な財源として制度を支えているのです。

なお、介護保険事業は三年ごとに計画を見直します。

第一号被保険者（六十五歳以上）の保険料

一人ひとりが保険料を納めま
す。保険料は満六十五歳になっ
た日（誕生日の前日）がある月
の分からです。

保険料の決め方

四月一日時点での世帯員の市
民税課税状況と所得の段階に応
じて、負担が重くならないよう
基準額の半分から一・五倍まで、
五段階に分かれます。そのため、
一人ひとりの保険料は異なりま
す（表1のとおり）。

区分	対象者	納付方法	納期
特別徴収	老齢・退職年金を年額18万円以上受給している人	年金から天引き	4月、6月、8月、10月、12月、2月
普通徴収	上記以外の人。老齢・退職年金が年額18万円未満の人、老齢・退職年金を受給していない人（遺族・障害者・老齢福祉年金受給者など）年度途中で65歳になった人や転入した人	納付書または口座振替で各人が個別に納付	7月から翌年2月までの毎月
併用徴収	特別徴収の人が市民税の変更などによって保険料が増額になった場合、差額分を納付書（普通徴収）で納める方法を併用することがあります。詳しくは、介護高齢福祉課へ問い合わせてください。		

区分	対象者	算式	保険料
第1段階	生活保護受給の人、市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給の人	基準額 × 0.5	1万8,600円
第2段階	世帯全員が市民税非課税の人	基準額 × 0.75	2万7,900円
第3段階	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる人	基準額	3万7,200円
第4段階	市民税課税の人（合計所得額が200万円未満）	基準額 × 1.25	4万6,500円
第5段階	市民税課税の人（合計所得額が200万円以上）	基準額 × 1.5	5万5,800円